

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 8 年第 1 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成28年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○会	期	の	決	定	4					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	5
○議	案	第	1	号	5					
○議	案	第	2	号	6					
○議	案	第	3	号	7					
○議	案	第	4	号	9					
○議	案	第	5	号	9					
○議	案	第	6	号	10					
○議	案	第	7	号	11					
○議	案	第	8	号	11					
○議	案	第	9	号	12					
○議	案	第	10	号	13					
○議	案	第	11	号	14					
○一	般	報	告	15						
○一	般	質	問	16						
○閉	会	16								
○署	名	17								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成28年第1回定例会会議録



平成28年2月15日（月）午後3時00分開議

議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 東葛中部地区総合開発事務組合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 東葛中部地区総合開発事務組合行政不服審査法等手数料条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について |
| 日程第 14 | 一般報告 |
| 日程第 15 | 一般質問 |

出席議員（５名）

2番	海老原	功一	君	3番	関口	隆明	君
4番	古川	隆史	君	5番	青木	章	君
6番	坂巻	宗男	君				

欠席議員（１名）

1番 井崎 義治 君

説明のため議場へ出席した者

管理者	秋山	浩保	君	副管理者	星野	順一郎	君
会計管理者	小林	敬一	君	事務局長	鈴木	茂美	君
主管者	飯田	晃一	君	主管者	田中	佳二	君
主管者	大畑	照幸	君	総務課長	神野	宏美	君
総務課副参事	染谷	誠	君	斎場長	渡邊	哲也	君

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 吉澤 誠 君



午後３時００分開会

○議長（古川隆史君） それではただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成２８年第１回定例会を開会いたします。



午後３時００分開議

○議長（古川隆史君） 直ちに会議を開きます。

○議長（古川隆史君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

[管理者 秋山浩保君挨拶]

○管理者（秋山浩保君） はい。

本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成２８年第１回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会の開会に当たり、所信の一端を申し述べるとともに、主要な事務事業について御報告いたします。

初めに、みどり園改築等PFI事業でございます。

指定管理者大久保学園が実施する維持管理業務及び運営事業については、１２月１８日に平成２７年度第２四半期モニタリングを実施するな

ど、引き続き、提供されるサービスの履行状況の確認を行うとともに、適正な公共サービスの確保と事業安定が図られているかを求めております。

本年4月には、指定管理者による事業運営も、3年目を迎えることとなります。以前にも増して、管理・運営体制に万全を期し、利用者・保護者の皆様が安心・安全に過ごせるよう監視体制を充実して、本事業の目的が達成できるよう進めてまいりたいと思います。

なお、今後もこの事業の推進に関しましては、関係者各位の御理解と御協力を引き続き賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

今年度においては、最も重要な事業としてウイングホール柏斎場整備等基本計画を策定しております。

現施設において火葬需要に対応できる運営方法の検討や、既存施設及び設備の更新方法等の検討を行ない、それらに係る必要な事業費の試算を行なっております。ウイングホール柏斎場の利用に関して、サービス水準を維持していきながら、利用者の方々の利便性も高められる最適な手段を選択できるような基本計画づくりを行ってまいります。

今後も、関係市におかれましては、御支援、御協力を賜りながら進めてまいります。

平成28年度予算につきましては、事務事業全般について簡素化や効率化を積極的に推進するとともに、限られた財源を有効活用するため、緊急性や必要性の高いものへの予算を重点的に配分いたしました。

ウイングホール柏斎場整備等基本計画には、多額の事業費が見込まれるため、計画的な基金の活用を予定しておりますので、取崩しについては抑制をいたしました。

したがいまして、当初予算につきましては、前年度比1,123万9千円の減額となり、率としましては1.93%の減で、歳入歳出予算5億7,213万9千円となりました。

続きまして、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。

まず、みどり園の関連でございます。

昨年12月の下旬に、みどり園開設以来入所されていた利用者の女性が、体調不良で緊急入院をしましたが、先月28日に入院先の病院にて肺炎のため、65歳でお亡くなりになりました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

指定管理者大久保学園においては、利用者のニーズの多様化や障害の重度化、高齢化等の現状の課題解決に向け積極的な取組を行っていただいております。

関係各位におかれましては、今後も一層の御支援をみどり園に賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連です。

現在、オープン以来20年が経過いたしました。ウイングホール柏斎場において、施設設備等の老朽化による計画的な更新や修繕を進めております。

本年1月には、施設内の煙感知器等の更新を実施し、安全対策に取り組んでおります。また、霊安室の遺体保冷庫の老朽化のため、更新を行いました。葬儀等を行わずに、火葬のみを執り行うために、直接、火葬場に運ばれてくる直葬や、葬儀の簡略化の増加、御自宅での御遺体の保管が困難な状況等、今後の葬送行為の変化に対応できるよう、既存の保冷庫を、御遺体3体保管から6体の保管できる保冷庫に換え配置して、サービスの向上を図りました。

今後も斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めて参ります。

最後になりましたが、本日は、事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例、平成28年度一般会計予算などの11議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○議長（古川隆史君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成27年7月分から12月分に関する例月現金出納検査の結果報告がありました。いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（古川隆史君） 日程に入ります。

○議長（古川隆史君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決まりました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第 2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 19 条の規定により、議長において、海老原功一議員及び坂巻宗男議員を指名いたします。

○

○議長（古川隆史君） 日程第 3、議案を上程いたします。

議案第 1 号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書 1 ページでございます。

議案第 1 号は、定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、これまでの定例会において、条例の上程時期が 1 回目と 3 回目に集中していたことなどの議事の状況等を踏まえ、定例会の回数を、3 回を 2 回に改めるものです。

なお、定例会開催時期につきましては、組合会議定例会規則に 2 月、5 月、11 月と定めておりますが、2 月と 10 月の見直しを併せて行いたいと考えております。

何卒御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございますか。

〔挙手する者あり。〕

○議長（古川隆史君） 坂巻議員。

○6 番議員（坂巻宗男君） はい。1 点だけ質問といたしますか要望という形になるんですが、今回定例会が 3 回から 2 回に変更されるということですので、今後につきましては、必要に応じて臨時会の開催などですね、一連の事業、業務に支障のないような形で議会が開催されるように、その点だけ配慮をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（古川隆史君） 意見でよろしいですか。

○6 番議員（坂巻宗男君） 一応お答えを。

○議長（古川隆史君） ではすいません。答弁をお願いします。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。議長。

○議長（古川隆史君） どうぞ。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。今、議員からお話がありましたように、必要に応じまして臨時会の開催等で対応を図ってまいりたいと思います。

○6番議員（坂巻宗男君） お願いします。

○議長（古川隆史君） 他よろしいですか。ありがとうございます。ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第4、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書5ページでございます。

議案第2号は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

これは、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、特定独立行政法人が行政執行法人として新たに分類されることから、特定独立行政法人を引用する関係条例の規定を改めようとするものでございます。

改正内容は、東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例及び個人情報保護条例において、独立行政法人通則法の規定を引用する条番号及び法人の名称を改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ありがとうございます。ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第5、議案第3号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書9ページでございます。

議案第3号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、行政不服審査法の全面改正により、当組合の関係条例の整備を行うものです。

行政不服審査法の主な改正点を申し上げます。

第1に審理員による審査手続きの導入であります。これは、審査請求人と処分庁等の主張を公正に審理するために、処分に関与しない審査庁の職員が審理員として指名され、審査手続きを原則として行うことになりました。

第2に、第三者機関への諮問手続きの導入です。

審理員が行った審理手続きの適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求に対する判断の妥当性を確認し、裁決の客観性・公正性を確保するために、裁決に当たっては、処分又は裁決の段階で他の第三者機関が関与している場合を除き、附属機関として置く第三者機関に諮問しなければならないとしました。

第3に、不服申し立ての手続きを審査請求への一元化です。これにより、処分を受けた者がその処分をした行政庁に対し不服を申し立てる異議申し立て及び処分を受けた者がその処分をした行政庁以外の行政庁に対して不服を申し立てる審査請求が、原則として最上級庁に対して不服を申し立てる審査請求に一元化されました。

最後に、不服申し立てをすることができる期間を60日から3か月に延長したことでございます。

以上が行政不服審査法の主な改正点であります。

続きまして、整備条例の主な内容について説明します。

資料19ページの議案資料に関する組合条例の改正内容がございます。

改正条例第1条として、情報公開条例の一部改正であります。

改正後の第18条の2において、開示決定等は開示請求に係る不作為に係る審査請求をすべき行政庁を定めております。

第19条において、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審査手続きを適用しないことを定めております。

第20条第2項において、東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問する際は、弁明書の写しを添えてしなければならないことであります。

次に22ページに改正条例第2条としまして、個人情報保護条例の一部改正になります。

第44条の2において、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求をすべき行政庁を定めております。

第45条において、開示決定等、訂正決定等、又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、審理員による審査手続きを適用しないこと。

第46条において、審査会への諮問は弁明書の写しを添えてしなければならないことであります。

最後に25ページに改正条例第3条としまして、情報公開・個人情報保護条例の一部改正となります。

題名を東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報審査会と改め、第1条で審査会が行政不服審査法の諮問機関であることを定めております。これに従い、第2条第4号において、審査会の所管事務として、行政不服審査法の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することを加えております。

第8条第2項において、審査請求に係る事件に関する意見の陳述は、申出人から特に求めがあったときは、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集させてすることができること。この場合において、当該申出をした者は、審査会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができることを定めております。

第10条において、審査関係人は、審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間、審査会に対し、審査会に提出された書類等の閲覧又は当該書類等の写しの交付を求めることができることを定め、この場合において、審査請求人及び参加人は手数料を納める必要があることを定めております。

施行期日につきましては、公布の日又は行政不服審査法施行の日のいずれか遅い日からとしております

以上でございます。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質疑はございますでしょうか。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（古川隆史君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

- 議長（古川隆史君） 日程第6、議案第4号を議題に供します。
〔末尾参照〕

- 議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

- 事務局長（鈴木茂美君） はい。
議案書29ページでございます。

議案第4号は、東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方公務員法の一部改正により、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されるため、人事行政の運営等の状況の公表事項を改めるものです。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（古川隆史君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（古川隆史君） 日程第7、議案第5号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書33ページでございます。

議案第5号は、東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、事務組合における事務事業の内容等の見直しに伴い、職員の定数16人を15人に改めようとするものです。

御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（古川隆史君） 日程第8、議案第6号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書37ページでございます。

議案第6号は、東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、行政不服審査法の改正により、審査請求人と処分庁等の主張を公正に審理するために、処分に関与しない審査庁の職員が「審理員」として指名され、審理手続きを原則として行うこととなります。

当組合においては、外部有識者を審理員に指名しようとするため、非常勤特別職職員としての報酬の額を定めようとするものです。

報酬の額は、審理手続1件当たり120,000円としております。

施行期日については、公布の日又は行政不服審査法施行の日のいずれか遅い日からとしております。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

- 議長（古川隆史君） 日程第9、議案第7号を議題に供します。

〔末尾参照〕

- 議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

- 事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書41ページでございます。

議案第7号は、東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

組合の経費につきましては、組合事業により生じる収入、その他の収入をもって充て、なお不足するときは、関係市に分賦し、負担金として歳入に繰り入れることとされておりまして、その負担割合を条例において定めております。

分賦率は、それぞれの経費につきまして、関係市の人口、財政状況、組合施設の利用状況等の数値を基に、人口割、財政割、受益割及び均等割として定めた割合から算出してございます。

今回の改正は、総務費、民生費及び衛生費の分賦率について改めようとするものでございます。変更される個所につきましては議案書43ページにございます議案資料のとおりでございます。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第10、議案第8号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。
議案書45ページでございます。

議案第8号は、東葛中部地区総合開発事務組合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法第233条の2の規定に基づき、財源の一層の確保を図るため、歳入歳出決算上生じた剰余金の処理について定めたいので、提案するものでございます。

改正される個所につきましては議案書47ページにございます議案資料のとおりでございます。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第11、議案第9号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。
議案書49ページでございます。

議案第9号は、東葛中部地区総合開発事務組合行政不服審査法等手数料条例の制定についてでございます。

これは、全面改正された行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立てに係る提出された書類等の交付について徴収する手数料について定めるため制定するものです。

主な内容を御説明いたします。

第1条において行政不服審査法その他の法律に基づき、本組合の行政庁に対する不服申し立てに係る提出された書類等の交付につき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるとしてあります。

第2条及び別表において、手数料の金額を定めております。

その他、納付時期として提出書類の交付を受けるまで、納付方法としては現金または定額小為替証書によること、手数料の減免等について定めております。

施行期日については、公布の日又は行政不服審査法施行の日のいずれか遅い日からとしております。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第12、議案第10号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書53ページでございます。

議案第10号は、平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を定めようとするものです。

議案書の54ページを御覧ください。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算をそれぞれ1,728万円増額し、総額を6億184万6千円としようとするものです。

続きまして、57ページを御覧ください。

詳細でございますが、平成26年度決算におきまして、3,728万円の純繰越金が生じたので、歳入におきまして、前年度繰越金として補正額1,728万円を計上いたしました。この繰越金につきましては全額、施設整備基金に積み立てることとするため、歳出におきまして1,728万円を補正額として、積立金に計上するものでございます。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第13、議案第11号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書59ページでございます。

議案第11号は、平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を定めようとするものでございます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、引き続き健全財政を確保するとともに事務事業全般について、簡素化及び効率化を積極的に推進し、限られた財源を有効に活用するため、緊急性や必要性の高いものへ予算を重点的に配分することといたしました。

今年度策定するウイングホール柏斎場整備等基本計画には、将来の火葬需要への対応など多額の事業費が見込まれるため、基金取崩しを抑制した予算編成となっております。

60ページ、61ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれの額を5億7,213万9千円と定め、款項ごとの金額を第1表のとおり定めるものでございます。

予算の概要につきましては、別冊平成28年度一般会計当初予算案の概要に沿って説明させていただきます。

まず、歳出につきましては、12ページ、13ページでございます。

2款総務費は、前年度比3,477万5千円の減額となりました。

これは、主に職員手当等に計上している退職手当負担金の制度が改正されたことにより減額となったものでございます。

4款衛生費は、前年度比1,049万9千円の減額となりました。

これは、職員手当等の減、それから需用費で1,782万4千円の減、委託料で523万7千円の減となりました。一方で、ウイングホール柏斎場利用者の路上駐停車の発生や、将来の火葬需要への対応を図るため駐車場整備費等として、工事請負費982万8千円の増、公有財産購入費で1,250万円の増となっております。

5款公債費は、平成24年度、25年度、26年度に借り受けました社会福祉施設整備事業債の償還に係る元金及び利子分6,921万8千円を計上いたしました。

6款予備費を1,000万円計上し、歳出予算総額5億7,213万9千円となりました。

続きまして、歳入は4ページ、5ページでございます。

1款分担金及び負担金の市負担金は、4億8,286万4千円で、前年度に比べて、8,096万4千円の増額となりました。

2款使用料及び手数料は、前年度比81万4千円の減額です。これは、構成市内の式場利用件数が減少したことにより衛生使用料が減額となったことによるものです。

7款繰越金は、100万円を見込んでおります。

8款諸収入は、162万8千円となりました。

以上によりまして、歳入予算総額、5億7,213万9千円となったものです。

この結果、平成28年度当初の歳入歳出予算総額は、前年度に比べまして1,123万9千円の減額、率にいたしまして1.93パーセントの減となっております。

以上でございます。

何卒御賛同賜わりたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第14、一般報告を行います。
お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。
よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（古川隆史君） 日程第15、一般質問を行います。
質問を許します。質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） よろしいですか。ないものと認めます。
よって、一般質問を終結いたします。

○議長（古川隆史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されまし
た事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成28年第
1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時30分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成28年 3月18日

議会議長 古川隆史

議会議員 海老原 功 一

議会議員 坂 卷 宗 男

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

東葛中部地区総合開発事務組合
平成 2 8 年第 1 回定例会

議案第 1 号～議案第 1 1 号

東葛中部地区総合開発事務組合

定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

定例会のこれまでの議事の状況等を踏まえて、定例会の回数を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例

定例会の回数を定める条例（昭和35年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

条文中「3回」を「2回」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係条例の整備を行いたいのので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の一部改正)

第1条 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例(平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例(平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
とおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を
行いたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の一部改正)

第1条 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例(平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第18条」に、「第3章 情報公開の総合的な推進(第22条―第23条の2)」を

「第3章 審査請求(第18条の2―第21条)

第4章 情報公開の総合的な推進(第22条―第23条の2)

」に、「第4章」を「第5章」に改める。

第15条第3項後段中「第19条及び」を削る。

第4章を第5章とする。

第22条中「前章」を「第2章」に改める。

第3章を第4章とする。

第17条の次に次の章名及び1条を加える。

第3章 審査請求

(審査請求をすべき行政庁)

第18条の2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、開示決定等又は開示請求に係る不作為(開示請求に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)に係る審査請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等(開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下同じ。)が管理者である場合 管理者

(2) 処分庁等が監査委員である場合 監査委員

(3) 処分庁等が議会である場合 議会

第20条を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和3

7 年法律第 1 6 0 号) に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「実施機関」を「審査庁（審査請求がされた行政庁（行政不服審査法第 1 4 条の規定による引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。））」に、「東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会」を「東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第 1 9 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「実施機関（以下「諮問庁」という。）」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 1 9 条を第 2 0 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 1 9 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用

しない。

第 21 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部改正）
第 2 条 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例（平成 17 年東葛中部地区総合開発事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第 45 条）」を「審査請求（第 44 条の 2）」に改める。

第 5 条第 2 項第 9 号中「東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会」を「東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 25 条第 4 項後段中「第 45 条及び」を削る。

第 4 章第 4 節の節名を次のように改める。

第 4 節 審査請求

第 46 条を削る。

第 45 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等」を「，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「実施機関」を「審査庁（審査請求がされた行政庁（行政不服審査法第 14 条の規定による引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人

情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。
)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第45条第2項中「前項」を「第1項」に、「実施機関（以下「諮問庁」という。）」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第45条を第46条とし、第4章第4節中同条の前に次の2条を加える。

（審査請求をすべき行政庁）

第44条の2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）に係る審査請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等（開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下同じ。）が管理者である場合 管理者

(2) 処分庁等が監査委員である場合 監査委員

(3) 処分庁等が議会である場合 議会

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法第9条第1項本文の規定は，適用しない。

第47条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に，「手続等」を「手続」に改め，同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め，同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に，「決定」を「裁決」に改め，同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め，「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え，「当該開示決定等」を「当該審査請求」に，「決定」を「裁決」に改める。

（東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開
・個人情報保護審査会条例

第1条の見出しを「（設置等）」に改め，同条中「東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会」を「東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改め，同条に次の1項を加える。

2 審査会は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関とする。

第2条第1号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に、「第45条第1項」を「第46条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第6条の次に次の1条を加える。

(第2条第1号に掲げる調査審議)

第6条の2 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審査会の調査権限及び調査審議の手続は、次条から第11条までに定めるところによる。

第7条第1項前段を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、処分庁等（東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等（以下「情報開示決定等」という。）をした情報公開実施機関若しくは東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第43条第1項に規定する利用停止決定等（以下「個人情報開示等決定等」という。）をした個人情報保護実施機関又は東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為（当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。）に係る情報公開実施機関若しくは東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例第50条に規定する開示請求等に係る不作為（当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。）に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。）に対し、情報開示決定等に係る公文書（東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報（東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。

第7条第2項及び第3項中「諮問庁」を「処分庁等」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、

」を「審査請求人，」に改め，「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え，「諮問庁」を「処分庁等」に，「不服申立人等」を「審査関係人」に改める。

第8条第1項本文中「不服申立人等から」を「審査請求人又は参加人から」に，「当該不服申立人等」を「当該申出をした者（以下「申出人」という。）」に改め，「口頭で」の次に「審査請求に係る事件に関する」を加え，同条第2項中「前項本文の場合においては，不服申立人又は参加人」を「口頭意見陳述において，申出人」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は，申出人から特に求めがあったときは，審査会が期日及び場所を指定し，全ての審査関係人を招集してさせることができる。この場合において，申出人は，審査会の承認を得て，審査請求に係る事件に関し，処分庁等に対して，質問を発することができる。

第8条に次の1項を加える。

4 口頭意見陳述において，審査会は，申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には，これを制限することができる。

第9条本文中「不服申立人等」を「審査関係人」に改める。

第10条の見出し中「閲覧又は複写」を「閲覧等」に改め，同条第1項前段中「不服申立人等は」を「審査関係人は，審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間」に，「資料又は意見書の閲覧又は複写」を「書類等（以下「提出書類等」という。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）にあっては，記録された事項を審査会が別に定める方法により表示したものの閲覧）又は当該提出書類等の写し（電磁的記録にあっては，記録された事項を記載した書面）の交付」に改め，同項後段中「複写」を「交付」に改め，同条第2項中「前項」を「第1項」に，「閲覧又は複写」を「閲覧」に改め，同項

に後段として次のように加える。

この場合において、審査会は、提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、同項の規定による閲覧をさせることができる。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条に次の3項を加える。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。

5 管理者は、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 第4項の手数料については、前2項に定めるもののほか、東葛中部地区総合開発事務組合行政不服審査法等手数料条例（平成28年東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号）の例による。

第11条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立てに係る事件の」を「第2条第1号に規定する」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第12条中「不服申立て」を「第2条第1号及び第4号に規定する審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の規定、第2条の規定による改正後の東葛中部地区総

合開発事務組合個人情報保護条例の規定及び新条例の規定は、行政不服審査法の施行の日以後の行政庁の処分又は同日以後にされる申請に係る行政庁の不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、施行日をもって新条例第4条第1項の規定により東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 施行日前に東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について東葛中部地区総合開発事務組合情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続は東葛中部地区総合開発事務組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第1号
）の一部を次のように改正する。

第3条第8号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号と
し、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9
号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、
同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、
同号の前に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2月15日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

事務事業の内容等の見直しに伴い、職員定数を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を
改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例（昭和35年東葛中
部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

職員の定数「16人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等
支給条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2月15日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

審理員の報酬の額を定めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等
支給条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合非常勤特別職職員報酬等支給条例
(昭和61年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号)の一部を
次のように改正する。

第3条第1項中「日額」の次に「及び1件当たりの額」を、「日
数」の次に「又は件数」を加える。

別表第1の2の項中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「
行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、同表に
次のように加える。

3	審理員	1件当たりの額	120,000円
---	-----	---------	----------

別表第1に備考として次のように加える。

備考 第3号に掲げる職員に係る「件」とは、審理手続の件数を
いい、数個の審査請求に係る審理手続を一に併合した場合
にあっては、1件(一に併合された数個の審査請求を分離し
た場合にあっては、分離した後の審理手続の件数)とする。

別表第2中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政不服審査法(平成26年法律第6
8号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2月15日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の55.0
流山市	100分の25.1
我孫子市	100分の19.9

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の55.0
流山市	100分の23.6
我孫子市	100分の21.4

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の54.7
流山市	100分の24.5
我孫子市	100分の20.8

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合財政調整基金条例の一部
を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合財政調整基金条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

財源の一層の確保を図るため、一般会計の歳入歳出決算上生じた
剰余金の処理について定めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合財政調整基金条例の一部を改正する条例

第2条の見出しを「（積立て等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、各会計年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を、当該剰余金が生じた年度の翌年度に繰り越さないで基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合行政不服審査法等手数料
条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合行政不服審査法等手数料条例を次
のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い，不服申立てに係る
提出された書類等の交付につき徴収する手数料について定めたいの
で提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合行政不服審査法等手数料 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法律に基づき、本組合の行政庁に対する不服申立てに係る提出された書類等（以下「提出書類等」という。）の交付につき徴収する手数料（行政不服審査法第38条第6項において読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）及び行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項に規定する手数料をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び金額)

第2条 手数料の名称及び金額は、別表に定めるところによる。

(納付の時期及び方法)

第3条 手数料の納付は、提出書類等の交付を受けるまでに行わなければならない。

2 手数料の納付は、現金又は定額小為替証書により行わなければならない。

(減免)

第4条 手数料を減額し、又は免除することができる場合は、手数料を納付しなければならない者が次の各号のいずれかに該当する者である場合とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者

(2) 災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者で、手数料を全額納付することが困難なもの

(3) その他特に必要があると認められる者

2 前項の場合において手数料の減額又は免除を受けようとする者は、提出書類等の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を、当該理由を証明する書面を添付して提出しなければならない。

(返還)

第5条 既に納付した手数料は，返還しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は，行政庁の規則その他の規程で定める。

附 則

この条例は，公布の日又は行政不服審査法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

別表（第2条）

名称	区分		金額
提出書類等交付 手数料	用紙に複写又は 印刷をしたもの	ア 単色（黒）刷り	1枚につき 10円
		イ ア以外	1枚につき 20円

備考

- 1 日本工業規格A列3番を超える大きさの場合は，当該A列3番の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
- 2 用紙の両面に複写又は印刷をするときは，片面を1枚として額を算定する。

平成 27 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成 27 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 15 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第1号）

平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601,846千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		21,188	17,280	38,468
	1 繰越金	21,188	17,280	38,468
歳 入 合 計		584,566	17,280	601,846

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		127,835	17,280	145,115
	1 総務管理費	127,778	17,280	145,058
歳 出 合 計		584,566	17,280	601,846

平成 2 8 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について

平成 2 8 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ572,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		482,864
	1 負担金	482,864
2 使用料及び手数料		86,630
	1 使用料	86,608
	2 手数料	22
4 財産収入		16
	1 財産運用収入	16
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		1,628
	2 雑入	1,628
歳 入 合 計		572,139

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		93,060
	1 総務管理費	93,003
	2 監査委員費	57
3 民生費		53,274
	1 社会福祉費	53,274
4 衛生費		346,587
	1 保健衛生費	346,587
5 公債費		69,218
	1 公債費	69,218
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		572,139

